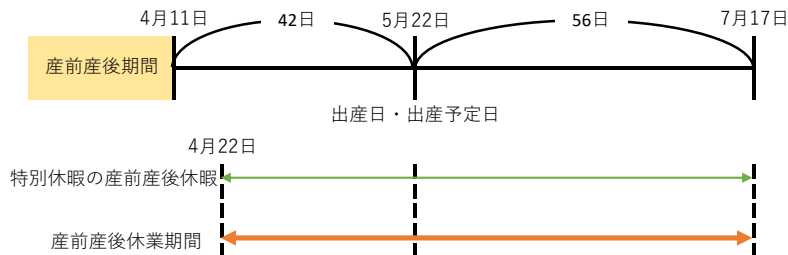


★産前産後休業中の掛金免除の事例

(1) 出産予定日に出産した場合

出産予定日と出産日が同一日である場合は、出産日以前42日及び出産日後56日の間に、地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得し、当該期間中に掛金免除の申出をした場合は、産前産後休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで掛金が免除となります。

(例)

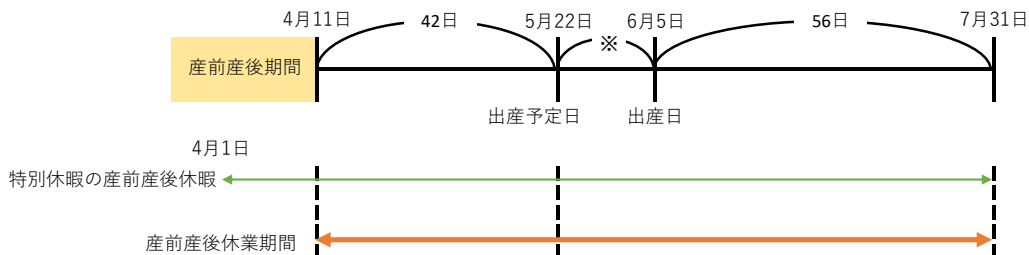


上記の例の方は、産前産後休業期間は4月22日から7月17日までとなるため、申出を行うことにより4月～6月の3か月分の掛金が免除となります。

(2) 出産予定日より遅れて出産した場合

出産予定日より遅れて出産する場合は、出産予定日以前42日、出産予定日から出産日までの期間及び出産日後56日の間に地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得し、当該期間中に掛金免除の申出をした場合は、産前産後休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで掛金が免除となります。

(例)



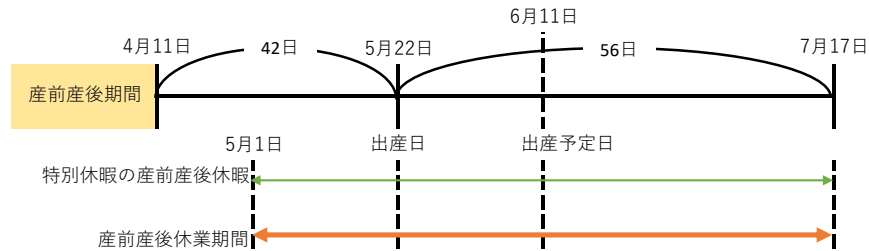
上記の例の方は、産前産後休業期間は4月11日から7月31日までとなるため、申出を行うことにより4月～7月の4か月分の掛金が免除となります。（上記例の※の期間は産前産後休業期間に含まれます。）

なお、産前産後期間でない間に特別休暇の産前産後休暇を取得していても、その期間は掛金免除の対象にはなりません。

(3) 出産予定日より早く出産した場合

出産予定日より早く出産する場合は、出産日以前42日及び出産日後56日の間に、地方公共団体等における特別休暇の産前産後休暇を取得し、当該期間中に掛金免除の申出をした場合は、産前産後休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月まで掛金が免除となります。

(例)



上記の例の方は、産前産後休業期間は5月1日から7月17日までとなるため、申出を行うことにより5月～6月の2か月分の掛金が免除となります。